



## 国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

### 退職者医療制度 必ず届け出をしましょう！

会社や役所などを退職して国保に加入した人のうち、被用者年金を受給している65歳未満の人と、その被扶養者が対象となる制度です。

退職者医療制度では、医療費の一部が被用者保険からの拠出金で賄われます。これにより、間接的に皆さんの国保税の負担軽減が図られることになり、また国保制度の適正な財政運営につながります。

対象となる人は、必ず届け出をお願いします。

#### ▷どんな人が入るのですか

- ①国保に加入している人または、これから加入する人
- ②厚生年金や各種共済組合などの年金を受けている人で、その加入期間の合計が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある人(ただし、国民年金は除きます)

③退職者医療制度の該当者本人の被扶養者(年収が130万円[60歳以上の人や障がい者は180万円]未満の人)

#### ▷いつから資格ができるのですか

年金の受給権が発生した日からの適用になります。

#### ▷届出はどうするのですか

年金証書を受け取って14日以内に、年金証書・国保の保険証(被扶養者がいる場合はその人の保険証も)・印鑑を持って医療介護課の窓口まで届け出をしてください。

※赤穂市では、被用者年金保険者からの通知に基づき、退職者医療制度の該当者には、個別にお知らせしたうえで、退職被保険者資格を職権適用しております。

### ジェネリック医薬品(後発医薬品)促進通知にご理解を！

国保では、病院や薬局からお薬をもらっている人で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減額が一定額以上の人(年間延1,200人)を対象に、「ジェネリック医薬品促進通知書」を送付しています(必ずしも全員に通知書が届く訳ではありません)。

ジェネリック医薬品への切り替えによって、被保険者の自己負担額を減らし、また国保財政の健全化を図ることが期待できます。

ジェネリック医薬品への切り替えについては、必ずお医者さんや薬剤師にご相談ください。

### 8月は「道路ふれあい月間」です

道路はみんなのもので。ルールを守って広く・正しく使いましょう。

ゴミ、空き缶のポイ捨て、無断の貼り紙、はみ出し看板の設置はやめましょう。

国土交通省 兵庫県県土整備部 赤穂市

### 農業共済加入者の皆さまへ

#### 水稻共済の掛金納付期限

## 8月31日(金)

※掛金の口座振替日も8月31日です

赤相農業共済事務組合

☎ 45・1101

### 8月は経済産業省主唱の「電気使用安全月間」です

電気は大変便利なエネルギーですが、取り扱いを誤ると感電や火災の原因になります。電気事故をなくすため、毎年8月に「電気使用安全月間」運動が全国一斉に行われています。

#### (重点活動テーマ)

- 電気はムダなく安全に使いましょう
- 自家用設備の電気事故は日頃の巡視点検で防ぎましょう
- 突然やってくる自然災害にそなえ、日頃から電気の安全に努めましょう



皆さま、日頃から電気安全を心がけてください。



## 介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

### 地域密着型サービスについて

**Q**「地域密着型サービス」とはどのようなサービスですか。

**A**「地域密着型サービス」は、平成18年4月の介護保険制度改正に伴って導入されたサービスです。都道府県知事の指定を受ける居宅サービスや施設サービスとは違い、市町村ごとにサービス提供事業者が指定され、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるよう柔軟なサービスが提供されます。

#### 【地域密着型サービスの特徴】

- 住み慣れた自宅や地域での生活を継続することを目的としているため、赤穂市内の地域密着型サービスを利用できる人は、原則、要支援・要介護の認定を受けた赤穂市民のみの利用となります。
- 利用者と施設職員がなじみの関係が築けるように小規模な施設となっています。
- 介護保険の保険者である市がサービス提供事業者を指定できるので、地域に必要なサービスを整備しやすくなっています(乱立や偏りを調整することができます)。

現在、市内の地域密着型サービスは次のとおりです。

#### 1. 小規模多機能型居宅介護

利用者の住み慣れた地域で、主に通所によるサービスを提供します。適宜、スタッフが利用者宅を訪問するほか、利用者が宿泊することもできます。訪問や宿泊サービスは、通所でなじみのあるスタッフにより提供されます。

#### 2. 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) (要支援1の人は利用できません)

認知症の人が家庭的な雰囲気の中、5～9人で共同生活を送りながら、日常生活の介護を受けます。居室、居間、食堂、浴室などを備え、利用者がそれぞれ役割をもって家事をするなどして、認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるようにします。

#### 3. 認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)

認知症の人を対象とした通所介護(デイサービス)。数名程度の少人数で家庭的な雰囲気のなか、通所により昼間の数時間を入浴や食事介助、リハビリやレクリエーションなどをして過ごします。利用者にとっては、家族以外の方との交流の場、憩いの場となり、家族にとっては介護負担の軽減につながります。



## 国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

### 国民年金保険料後納制度が始まります

平成24年10月1日から後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)が始まります。

後納保険料を納付できる期間は 平成24年10月1日～平成27年9月30日までの3年間です。

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと(保険料納付や免除等の合計が25年(300月)未満の場合)があります。

このような事態を避けるために、平成24年10月1日から、国民年金保険料の納めることの出来る期間が、過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります。

詳しくは姫路年金事務所へお問い合わせください。

☎ 079・224・6382

### 国民年金相談及び姫路年金事務所の年金出張相談をご利用ください

#### 国民年金相談

- ◆相談日 9月20日(木)
- ◆場所 市役所1階 相談室
- ◆受付時間 午後1時30分～4時

#### 年金出張相談(姫路年金事務所)

- ◆相談日 10月4日(木)
- ◆場所 市役所2階 204会議室
- ◆受付時間 午前10時～午後3時

問い合わせ先 市民課 年金担当 ☎ 43・6820